

## 今後の進め方

## 1. 全体の進め方（別添 1）

- 「1. 設計条件及び評価判断基準」に当たる再処理施設及び廃棄物管理施設の入力地震動の策定を優先して説明。
- 上記と並行して、「2. 具体的な設備等の設計」（「2-1：システム設計、構造設計等」、「2-2：解析・評価等」）として整理すべき事項等の整理、具体的な構造設計等の説明を実施。MOX 燃料加工施設を例として、構造設計等として説明すべき内容等の説明方針、設備の構造等の類似性を踏まえた類型化及び代表による構造設計の説明等の整理を進め、再処理施設及び廃棄物管理施設へも展開。
- 「1. 設計条件及び評価判断基準」の入力地震動の策定に係る結果を踏まえ、設計用地震力（FRS 等）、耐震計算等を行い、それらを「2-2：解析・評価等」の方針を踏まえた計算結果等の説明に当たる「3-2：評価判断基準等との照合」で引き渡し、説明を実施。（ここに至るまでの説明事項は、上記項目で対応）
- 共通 1 2 による「2. 具体的な設備等の設計」の整理結果を申請書の構成等を踏まえた 00 資料に反映し、申請書全体としての構成等の確認を行う。その後申請書への反映を実施。

## 2. 今後の審査会合での説明方針

- 1. を踏まえ至近での審査会合での説明の進め方としては、以下のとおり考えている。
  - 11 月審査会合
    - ・ 1. 設計条件及び評価判断基準：「地震観測記録による減衰定数の検討（西側地盤）」、「追加調査の進捗状況」
    - ・ 2. 具体的な設備等の設計（2-1：システム設計、構造設計等）：MOX 説明グループ 1 に係る構造設計等の説明及び「2-2：解析・評価等」に係る整理方針
  - 12 月審査会合
    - ・ 1. 設計条件及び評価判断基準：追加ボーリング調査データ取得状況
    - ・ 2. 具体的な設備等の設計（2-1：システム設計、構造設計等）：「再処理、廃棄物管理の説明グループ 1」に係る構造設計等の対応状況
  - その後（準備整い次第）の審査会合
    - ・「追加調査結果」、「地盤の実態を考慮したパラメータの設定結果」及び「基本地盤モデル設定結果」
    - ・「再処理、廃棄物管理の説明グループ 1」、「MOX 説明グループ 2」等に係る構造設計等の説明

## 3. 各活動の実施状況及び当面の進め方

## 3. 1 具体的な設備等の設計（共通 12）に係る進め方

- 「2. 今後の審査会合での説明方針」を達成するため「具体的な設備等の設計（共通 12）」について、複数のタスクを関連性をもって進める。至近の対応が必要な事項の対応は以下のとおり。
- 「2. 具体的な設備等の設計（2-1：システム設計、構造設計等）」に係る検討を実施。
  - ◆ MOX 説明グループ 1 を例とした共通 1 2 各資料での記載事項の整理
    - ✓ MOX 説明グループ 1 でのグローブボックスに係る構造設計等の記載事項の整理実績を他の設計説明分類の説明に展開できるよう「共通 1 2 の作成方針（ガイド）」を整備する。（10/24 ヒアを踏まえた修正版を 11/2 提出）
    - ✓ MOX 説明グループ 1 に係る構造設計等の説明（10/23 資料提出 10/26,27 ヒア、11/6 修正版資料提出 11/9,10 ヒア）

- ◆ 再処理施設、廃棄物管理施設の設計説明分類・説明グループの設定
    - ✓ SA の要求事項の整理、DB の設計項目の整理等の結果を踏まえ、説明グループの設定に係る整理を行う。(11/6 提出、11/9 ヒア (共通 1 2 本文、別添へ反映) )
  - ◆ 要求事項を踏まえた構造設計等と解析・評価等での説明事項の仕分け、DB/SA の共通事項の整理等 (溢水、竜巻等)
    - ✓ 要求事項を踏まえた構造設計等と解析・評価等での説明事項の仕分けに係る整理を DB の要求事項を対象として「竜巻による損傷の防止に係る対応方針」、「溢水・化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る設計方針」、「再処理説明グループ 1 に係る対応方針」に係るタスクで実施 (11/2 提出、11/8 ヒア)
    - ✓ 上記と並行して、SA の要求事項の整理 (要求事項と DB 設計の関係整理) を「再処理説明グループ 1 に係る対応方針」に係るタスクで実施 (10/26 提出 (本文+サンプル) 、10/27 ヒア、11/2 提出、11/8 ヒア)
    - ✓ 上記 2 つの整理結果を踏まえ、DB/SA の紐づけ整理を実施。 (11/2 提出 (整理イメージ) 、11/2 ヒア (今後の進め方ヒア) 、11/13 提出、11/16 ヒア)
  - ◆ また、上記共通 1 2 に関する整理と並行して、個別の技術的事項について説明を実施。
  - 「**2. 具体的な設備等の設計 (2-2 : 解析・評価等)**」に係る整理
    - ◆ 資料 4 における説明ロジックの整理 (設工認 計算 (評価) 方針、計算書 (評価書) との紐づけ等)
      - ✓ 本資料別添 2 に資料 4 における整理方針を示す。 (10/26 提出、10/27 ヒア (今後の進め方ヒア) )  
今後、共通 1 2 本文等に反映。 (11/6 提出、11/9 ヒア)
3. 2 耐震関係 (入力地震動の策定) の進め方
- 「2. 今後の審査会合での説明方針」を達成するため、以下の項目についての検討を進める。  
検討内容はすべて耐震建物 08 に反映することとし、以下のスケジュールでの対応を行う。
    - (1) 全体シナリオ、4 因子に対する検討 (追加調査に関連する検討以外)
      - 「地震観測記録による減衰定数の検討 (西側地盤)」に係る検討内容を追加。
        - ✓ 耐震建物 08 (R22) (西側地盤減衰検討追記したもの) : 10 月 20 日資料提出 10 月 30 日ヒア
      - 10/6、10、30ヒアリングでの議論を踏まえて耐震建物 08 の修正を実施。
        - ✓ 耐震建物 08 (R21) 指摘事項踏まえた反映方針及び反映箇所 : 10 月 25 日資料提出 10 月 30 日ヒア  
→10 月 30 日ヒア踏まえてリバイス
        - ✓ 耐震建物 08 (ヒアコメント反映) : 以下のステップで対応を実施。  
→11/22 資料提出 11/29 ヒア希望
          - a) 10/6、10 ヒアリング踏まえた要検討事項の技術的検討 ~10/31
          - b) 10/30 ヒアリング踏まえた検討~11/7
          - b') a)b)の資料化 ~11/7
          - c) b')の有知見者含めたレビュー + 修正作業 ~11/13
          - d) レビュー踏まえた追加検討 + 資料反映 ~11/21  
→その後必要に応じて追加資料提出/ヒアのステップを希望
    - (2) 追加ボーリング調査の実施 (~12/E) 、並行して得られたデータの分析
      - 追加調査で 12/M までに得られたデータ (岩石コア試験以外は取得完了の見込み) について、事実関係のレポートを提出 (後日耐震建物 08 に反映する位置づけ) : 12/18
      - 追加調査結果とその分析結果は、12/E 以降に耐震建物 08 に反映し資料提出。

(3) 「地盤の実態を考慮したパラメータ」の設定→基本地盤モデルの設定

➤ 追加調査結果の分析踏まえ、検討結果まとめ次第資料提出

(4) 入力地震動の策定（その後、設計用地震力（FRS 等）の設定・耐震計算）

➤ 策定した基本地盤モデルに基づき入力地震動を策定。検討まとめ次第資料提出

以 上

1. 設計条件及び評価判断基準

2. 具体的な設備等の設計

3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合

【2-1：システム設計、構造設計等】

【3-1：設計要求等との照合】

- ・ 共通12の目的、共通12における具体的な設備等の設計に係る全体像等
- ・ MOX説明グループ1を例とした共通12各資料での記載事項の整理
- ・ 設計説明分類・説明グループの設定、要求事項を踏まえた構造設計等と解析・評価等での説明事項の仕分け、DB/SAの共通事項の整理等（溢水、竜巻等）

※2/4頁参照

共通12（資料1～3）、個別補足説明資料

※2/4頁参照

00資料への反映（別紙1、別紙4、別紙5等）

【2-2：解析・評価等】

【3-2：評価判断基準等との照合】

- ・ 資料4における説明ロジックの整理（（設工認 計算（評価）方針、計算書（評価書）との紐づけ等）
- ・ MOX説明グループ1を例とした共通12での記載事項の整理

※2/4頁参照

(2-2) 共通12（資料4）、計算（評価）方針等  
(3-2) 計算書（評価書）、個別補足説明資料

※計算結果を反映

申請書不備に係る原因、対策

申請書への反映

00資料への反映（別紙1、別紙4、別紙5等）

入力地震動の策定

- ・ 地震観測記録による減衰定数の検討
- ・ 表層物性に係る検討
- ・ 追加データ調査の結果を踏まえた検討
- ・ 基本地盤モデルの設定
- ・ 入力地震動の策定

設計用地震力（FRS等）、耐震計算

- ・ 入力地震動の設定結果を踏まえた設計用地震力（FRS等）の評価
- ・ 設計用地震力に基づく建屋、機器等の耐震計算等の実施

共通12関連として説明する事項及びその関係性

(2/4)

設計説明分類、説明グループ、主条文、関連条文の整理、合わせて評価等を行う項目に係る設計基準と重大事故で共通する構造設計等の整理（共通12 資料2での条文間の関係性）  
再処理説明グループ1の対象条文に対しても上記整理を実施

**共通12（本文、全体の整理方針）**

**共通12（説明グループ1 構造設計等（2-1））**

- ・共通12の目的、共通12で整理する事項の全体像等の整理、作成方針（ガイド）の整備（対応方針1.1①、②）
- ・設計説明分類・説明グループの設定、構造設計等と解析・評価等で示す事項の整理、DB/SAの類似となる設計方針の整理等（対応方針1.1③、④、⑤）
- ・説明グループ1に係る説明（関連する個別補足説明資料を含む）

ヒアリング予定等：9/15（共通12本文等）、10/5（共通12本文等）、10/24、11/8（ガイド）、10/26、10/27、11/9、11/10（説明グループ1）～

**共通12（説明グループ2 構造設計等（2-1））**

**共通12（本文、全体の整理方針）**

- ・資料4に係る記載方針等の整理（対応方針1.1⑥）

ヒアリング予定等：9/29、10/6、10/20、10/27（今後の進め方ヒア）、11/9 ※別添2参照

**共通12（説明グループ1 解析・評価等（2-2））**

**洪水、化学薬品の漏えいに係る設計方針の整理**

- ・基本設計方針を踏まえた評価要求と構造設計等の設計項目の整理（資料2、3、4関連）
  - 評価対象の選定、止水板・蓋の設計の考え方等の整理
- ・合わせて設計、評価等を示す項目に係る設計基準と重大事故で共通する構造設計等の整理（資料2関連）

ヒアリング予定等：9/14（対応方針）、9/22（対応方針）、10/5（構造設計等と解析・評価等で示す事項の整理等）、10/25、11/8（DBの設計項目の整理）

**共通12の説明（設計説明分類：内的事象 洪水対策設備、防護対象設備等）**  
（資料3での構造設計等に個別補足説明資料を含む）

- ・重大事故等に係る健全性説明書、個別施設説明書での記載事項の整理
- ・設計基準と併せて評価等を行う項目に係る健全性説明書、子添付で重大事故として示す設計方針の整理

**竜巻防護対策設備等に係る設計方針の整理**

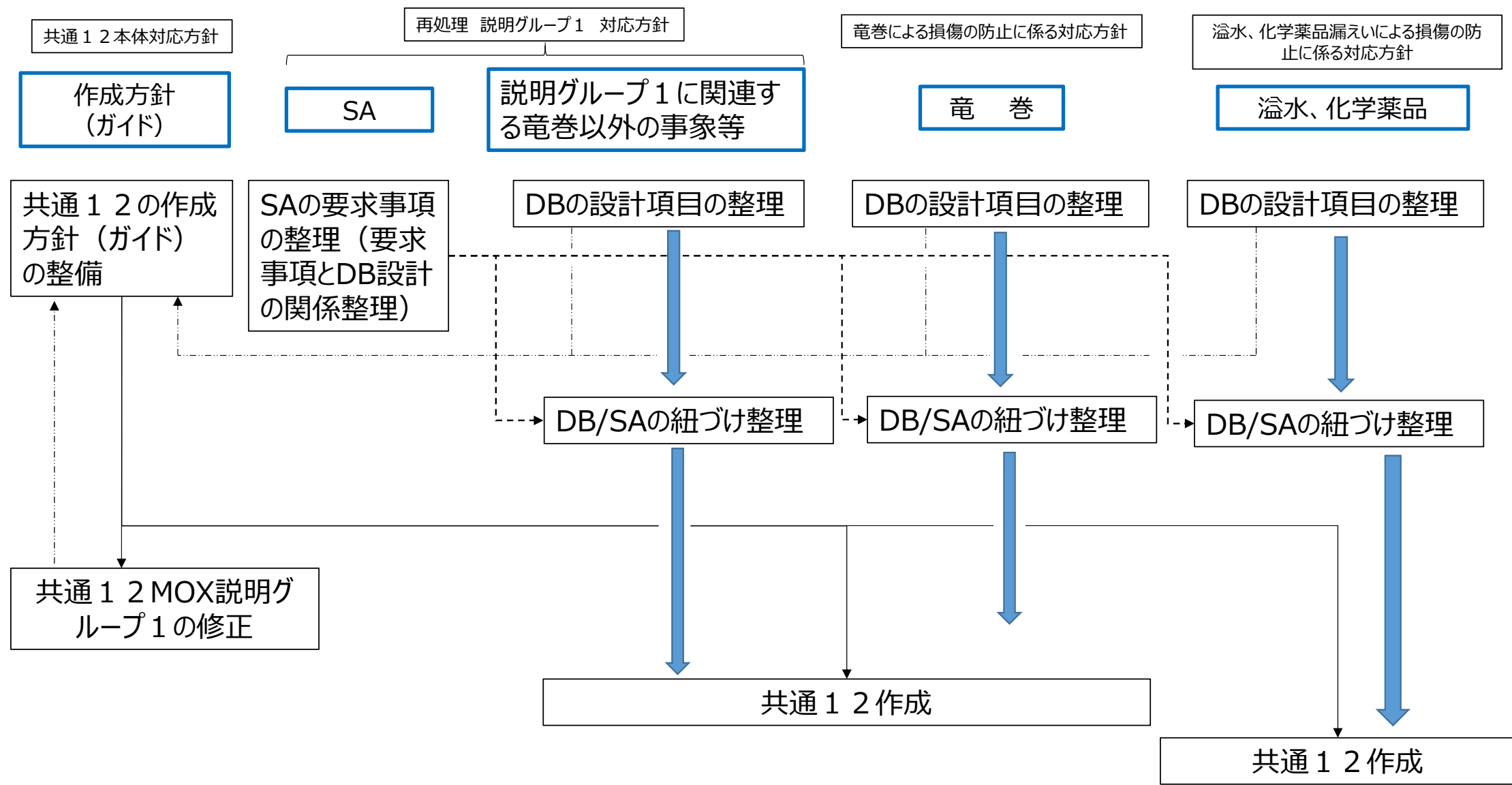
- ・基本設計方針を踏まえた評価要求と構造設計等の設計項目の整理（資料2、3、4関連）
- ・合わせて設計、評価等を示す項目に係る設計基準と重大事故で共通する構造設計等の整理（資料2関連）
- ・開口等の竜巻防護に関連する設備の構造概要等

ヒアリング予定等：9/11（対応方針）、9/22、10/5（基本設計方針を踏まえた評価要求と構造設計等の設計項目の整理等）、10/25、11/8（DBの設計項目の整理）

**共通12の説明（設計説明分類：外的事象 対策設備、防護対象設備等）**  
（竜巻、火山、その他等の外部衝撃等に係る資料3での構造設計等に関連する個別補足説明資料を含む）

※3/4頁参照

※3/4頁参照



10/17提出、10/24ヒア、11/2提出、11/8ヒア

共通12の作成方針（ガイド）の整備

10/23提出、10/26,27ヒア、11/6提出、11/9,10ヒア

共通12 MOX説明グループ1（修正）

審査会合

10/17提出、10/24ヒア、10/26提出（本文+サンプル）、10/27ヒア、11/2提出、11/8ヒア

SAの要求事項の整理（要求事項とDB設計の関係整理）

自然現象、人為事象に対する重大事故対処設備への影響度、事象進展に対する時間余裕等を考慮した設計方針の整理及び要求事項の具体的な設計（SA特有の考慮事項）の整理も併せて実施（常設SA設備のうちアンテナ（受信部）の外部ハザードにより損傷した場合の予備品への交換による機能維持等）

10/17提出、10/25ヒア、11/2提出、11/8ヒア

DBの設計項目の整理

11/2提出（整理イメージ）、11/2ヒア（今後の進め方ヒア）、11/13提出、11/16ヒア

DB/SAの紐づけ整理

• DBの設計項目の整理において構造設計、配置設計等として挙げた項目の具体的な設計情報の示し方の整理  
• 複数の設計説明分類間、設計説明分類内での代表選定の整理も併せて実施

11/6提出、11/9ヒア（共通12本文、別添へ反映）

設計説明分類、説明グループの設定

11月下旬提出目標

共通12作成

---

## 別添 2 共通 1 2 資料 4 に係る記載方針等の整理



## 共通 1 2 資料 4 に係る整理方針

- 「解析・評価等」の具体の設備等の設計については、以下に示す項目について整理し、説明を行う。
  1. 解析・評価等として説明すべき項目を漏れなく抽出、整理する。
  2. 上記 1. で整理した解析・評価等について、評価方法、**評価条件等**の設定の考え方を説明する。
  3. 上記 2. を踏まえ、添付書類の評価に係る体系を整理する。
- 1. については、資料 2 を用いて、解析・評価等として説明すべき項目を漏れなく抽出する。
- 2. については、1. で抽出、整理した解析・評価等の適合性評価ごとに、**評価方法について説明し、評価方法に沿った評価のため、設定が必要な評価条件等を明確にし、各項目の設定の考え方を説明する。**
- 3. については、**2. で整理した適合性評価の評価方法、評価条件等を踏まえ、評価に係る添付書類の体系を説明する。**

## 1. 解析・評価等として説明すべき項目の抽出、整理

- 解析・評価等としての説明すべき項目は資料 2 を用いて、以下①, ②の観点で整理することで漏れなく抽出する。
  - ① 基本設計方針等の設計方針に対して、解析・評価等の評価項目及び評価条件として適合性の説明が必要な設計方針は、資料 2 の設計項目を「評価」とし、資料 4 として全て抽出する。
  - ② 仕様表の仕様については、「2 - 2 解析・評価等」において適合性の担保、条件となり、説明が必要となる仕様が含まれることから、資料 2 で基本設計方針の適合性の担保、条件となる仕様を明確にし、これらの仕様についての説明を、「2 - 1 構造設計等」または「2 - 2 解析・評価等」のどこで実施するのか整理する。  
これにより、「2 - 2 解析・評価等」として説明が必要な仕様を資料 4 として全て抽出する。
- なお、資料 4 では、上記で抽出した解析・評価等としての説明すべき項目が、適合性評価そのものなのか、適合性評価の中の 1 つの評価条件なのかを整理する。

上記の考え方を踏まえた、解析・評価等として説明すべき項目の抽出、整理イメージを次頁以降に示す。また、MOXの説明グループ 1 における資料 4 の評価項目一覧表を、別紙 1 に示す。

なお、別紙については、②の仕様表の仕様の抽出結果を別途反映する。

# 解析・評価等として説明すべき項目の抽出、整理 イメージ

## 資料2 第10条 閉じ込め

項目番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	設計説明分類	設計説明分類の設計項目	設計項目の考え方
11	(d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とするとともに、グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体が閉じ込められることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。 なお、グローブボックス及びオープンポートボックスからの漏えい防止に係る漏えい検知器の設計方針については、第2章 個別項目の「7.4その他の主要な事項」の「7.4.2警報関連設備」に示す。	機能要求② 評価要求	○				グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む。）	構造設計 (No11-1)  < 関連する評価条件 > ・許容限界（漏えい液受皿高さ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローブボックス及びオープンポートボックスの底部を漏えい液受皿構造とすることについて、構造設計にて説明する。</li> <li>・漏えい液受皿は、液体状の放射性物質等による腐食を考慮して、ステンレス鋼（主要材料）とし、溶接した構造とすることについて、構造設計にて説明する。</li> <li>・漏えい液受皿は漏えいを検知するために、検知器が設置できる構造とすることについて、構造設計にて説明する。</li> <li>・グローブボックス及びオープンポートボックス内に取納される貯槽等からの漏えい液の全量を漏えい液受皿で保持できることを評価するために特別に考慮する構造設計として、漏えい液受皿高さ（主要寸法）について、構造設計にて説明する。</li> </ul> <p>【仕様表】 &lt; 核物質等取扱ボックス（漏えい液受皿） &gt; ・主要寸法（漏えい液受皿高さ） ・主要材料</p> <p>評価（評価条件：許容限界（漏えい液受皿高さ）） (No11-1)</p> <p>・漏えい液受皿を有するグローブボックス及びオープンポートボックスについて、グローブボックス及びオープンポートボックス内に取納される貯槽等からの漏えい液の全量を漏えい液受皿で保持できる設計（漏えい液受皿が必要な高さ）を有する設計であることを評価にて説明する。</p> <p>【仕様表】 &lt; 核物質等取扱ボックス（漏えい液受皿） &gt; ・主要寸法（漏えい液受皿高さ）</p>

基本設計方針等の設計方針の要求事項を担保、条件となる仕様表の仕様を記載。< >内は機種名。

基本設計方針等の設計方針の要求事項に対して、解析・評価等により適合性を説明する評価項目、またその評価条件については、設計項目「評価」として整理。

資料2で設計項目「評価」として整理した評価項目、評価条件について、全て資料4の評価項目一覧表に展開する。

仕様表の仕様について、資料3、資料4などの設計説明分類の設計項目で展開が必要なのかを考え、該当する設計項目の考え方欄に展開対象となる仕様を記載する。また、仕様が適合説明のどの担保、条件となるのか、設計項目の考え方で読めるように記載する。

資料3の構造設計等の適合性説明において展開。

※仕様表の仕様について、設計項目の考え方に示す構造設計等の展開に際して、設定根拠説明書で説明している内容が該当する場合は、資料3①「添付書類の詳細設計方針」欄で記載して展開する。

## 資料4 1. 評価項目一覧表

条文	基本設計方針番号	解析・評価等の説明すべき項目	分類 (評価/評価条件)	説明内容	評価方法、評価条件等を説明する適合性評価の単位  ※評価条件については適合性評価の中の評価条件の設定の考え方で説明するため、「1」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は、評価条件の設定の方針を示す書類とする)
第10条 閉じ込めの機能 第21条 核燃料物質等による汚染の防止	10条-11	(a) 閉じ込め 漏えい液受皿の必要容量	【評価】 【評価条件】 許容限界（漏えい液受皿高さ） 【仕様表（評価）】 主要寸法（漏えい液受皿高さ）	漏えい液受皿を有するグローブボックス及びオープンポートボックスについて、グローブボックス及びオープンポートボックス内に取納される貯槽等からの漏えい液の全量を漏えい液受皿で保持できる設計（漏えい液受皿が必要な高さ）を有する設計であることを評価にて説明する。	漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価（閉じ込め機能）	【V-1-1-2-1】安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する説明書 (3.9.1 漏えい液受皿の高さ評価、3.10.1 漏えい液受皿の高さ評価)
	10条-18	(a) 閉じ込め 施設外漏えい防止堰の必要高さ	【評価】 【評価条件】 許容限界（漏えい液受皿高さ） 【仕様表（評価）】 主要寸法（施設外漏えい防止堰の高さ）	施設外漏えい防止堰について、液体廃棄物を内包する貯槽等からの漏えい液の全量を施設外漏えい防止堰で保持できる設計（施設外漏えい防止堰が必要な高さ）を有する設計であることを評価にて説明する。	施設外漏えい防止堰の高さに係る妥当性評価（閉じ込め機能）	適合性評価そのもの場合は【評価】、適合性評価の中の1つの評価条件の場合は【評価条件】と記載。 また、仕様表の仕様の場合は、仕様表と記載した上で、上記分類を行う。

資料2で、設計項目「評価」に分類した仕様表の仕様も評価項目一覧表に全て抽出。

## 2. 適合性評価の評価方法，評価条件等の各項目の整理

1. で整理した評価項目を対象に，評価結果を導出するまでに必要な評価方法，評価条件等の各項目を以下の方法で整理する。

- a. 1. で整理した，基本設計方針単位で抽出した解析・評価等の説明すべき項目について，2. の評価方法，評価条件等の説明を合理的に行うことを考慮し，条文単位で，評価方法が共通のものを適合性評価の説明単位としてまとめる。具体的には，評価項目一覧表において，基本設計方針単位で抽出した各項目に，評価方法を共通して説明する適合性評価の説明単位を記載する。
- b. a. で整理した評価方法が同じ単位で，評価結果を導出するまでのプロセスについて説明する。
- c. 上記，評価方法を踏まえて，設定が必要な評価条件等の各項目に対して，設定の考え方を説明する。また，資料3の構造設計等への紐付け，既認可からの変更内容についても合わせて説明する。

➡整理方針を次頁以降に示す。

# 適合性評価の説明単位の整理 イメージ (1 / 3)

1. で整理した、基本設計方針単位で抽出した解析・評価等の説明すべき項目について、2. の説明を合理的に行うことを考慮し、条文単位で、評価方法が共通のものを適合性評価の説明単位としてまとめる。具体的には、評価項目一覧表において、基本設計方針単位で抽出した各項目に、評価方法を共通して説明する適合性評価の説明単位を記載する。

資料4 1. 評価項目一覧表

条文	基本設計方針 番号	解析・評価等の説明すべき項目	分類 (評価/評価 条件)	説明内容	評価方法、評価条件等を説明する 適合性評価の単位  ※評価条件については適合性評価中の評価条件の設 定の考え方で説明するため、「-」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は、評価条件の設定の方針を示す書類とする)
第10条 閉じ込めの機能 第21条 核燃料物質等による汚染の防 止	10条-11	(a) 閉じ込め	【評価】 【評価条件】 許容限界 (漏 えい液受皿高 さ) 【仕様表(評価) 】 主要寸法 (漏 えい液受皿高 さ)	漏えい液受皿を有するグローブボックス及びオープン ポートボックスについて、グローブボックス及びオープン ポートボックス内に収納される貯槽等からの漏えい 液の全量を漏えい液受皿で保持できる設計(漏え い液受皿が必要な高さを有する設計)であることを 評価にて説明する。	漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能)	【V-1-1-2-1】安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書 (3.9.1 漏えい液受皿の高さ評価, 3.10.1 漏えい液受皿の高さ評価)
	10条-18	(a) 閉じ込め	【評価】 【評価条件】 許容限界 (漏 えい液受皿高 さ) 【仕様表(評価) 】 主要寸法 (施 設外漏えい防 止壇の高さ)	施設外漏えい防止壇について、液体廃棄物を内 包する貯槽等からの漏えい液の全量を施設外漏え い防止壇で保持できる設計(施設外漏えい防止壇 が必要な高さを有する設計)であることを評価にて説 明する。	施設外漏えい防止壇の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機 能)	【V-1-1-2-1】安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書 (3.9.2 壇の高さ評価, 3.10.2 壇の高さ評価)

【評価】【仕様表(評価)】とした項目について、基本設計方針単位で抽出しているため、ここで評価方法を共通して説明する適合性評価の説明単位を設定する。(分類し直した評価項目を次頁に示す。)

## 適合性評価の説明単位の整理 イメージ（2 / 3）

- 前頁の評価項目一覧表において整理した、評価方法、評価条件等の適合性評価の説明を行う単位を下表に示す。
- なお、2. の整理において、適合性評価の間で、評価条件等の設定の考え方の一部が同じである場合は、当該評価条件等の設定の考え方の説明において、呼び込み等により、効率的に適合性評価の説明を実施する。

第6条第27条 耐震：評価方法、評価条件等の設定の考え方を示す適合性評価の説明単位

### 機器・配管系

No	適合性評価の説明単位
1	耐震評価（機器：有限要素，質点系）
2	耐震評価（配管系：標準支持間隔）※1
3-1	耐震評価(建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による上位クラス施設への影響：機器・配管系)
4-1	影響評価（水平2方向及び鉛直方向(機器・配管系))
5	影響評価（一関東評価用地震動(機器・配管系))
6-1	影響評価（隣接建屋(機器・配管系)

※1 MOXの第2回申請は配管のほりモデルの対象なし。

### 建物・構築物

No	適合性評価の説明単位
3-2	耐震評価(建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による上位クラス施設への影響：建物・構築物)※2
4-2	影響評価（水平2方向及び鉛直方向(建物・構築物) ※2
6-2	影響評価（隣接建屋(建物・構築物) ※2
7	土木構造物の動的解析 ※3

※2 MOXの第2回申請は排気筒(C(Ss)) (波及影響)が対象。(説明グループ3)

※3 MOXの第2回申請は貯蔵容器搬送用洞道（Bクラス）が対象。(説明グループ3)

## 適合性評価の説明単位の整理 イメージ（3 / 3）

第10条 閉じ込め機能の評価方法，評価条件等の設定の考え方を示す適合性評価の説明単位

No	適合性評価の説明単位
1	漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能)
2	施設外漏えい防止堰の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能)

第17条 貯蔵，第20条 廃棄施設，第23条 換気設備の評価方法，評価条件等の設定の考え方を示す適合性評価の説明単位

No	適合性評価の説明単位
1	換気設備の換気風量等に係る妥当性評価(負圧維持，崩壊熱除去等) ※ 1
2	窒素循環設備の経路維持に係る評価（機器：質点系） ※ 2
3	窒素循環設備の経路維持に係る評価（配管：標準支持間隔） ※ 2

※ 1 第17条 貯蔵，第20条 廃棄施設，第23条 換気設備に係る適合性評価。

※ 2 第23条 換気設備に係る適合性評価。

## 2. 適合性評価の評価方法, 評価条件等の各項目の整理

- 前頁の適合性評価の説明単位で, 評価方法として, 評価結果を導出するまでの評価プロセスについて①評価条件, ②許容値・許容限界, ③評価式の観点で説明する。
- 次に, 評価方法を踏まえ, 評価条件等として設定が必要な項目を明確にするとともに, 設定の考え方を説明する。

以下, 10条の閉じ込めの場合の目次例を示す。

次頁以降に, 閉じ込めの適合性評価 (漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能)) を対象に (1) (2) の例を示す。

### 10条 閉じ込めの目次例

#### 2. 適合性評価の評価方法, 評価条件等の各項目の整理

##### 10条-1 漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能)

- (1) 評価方法について
- (2) 評価条件等の設定の考え方

##### 10条-2 施設外漏えい防止堰の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能)

- (1) 評価方法について
- (2) 評価条件等の設定の考え方

今回例示  
を示す範囲

各適合性評価について, 評価方法として, 評価結果までの導出をどのような評価プロセスで実施するのかを説明する。

評価方法の説明内容をもとに, 評価条件等として設定が必要な項目を明確にし, それぞれの設定の考え方を説明する。  
また, 評価条件等について資料3の構造設計等との紐付け, 既認可からの変更内容についての説明を行う。



## 2. 適合性評価の評価方法, 評価条件等の各項目の整理

### (1) 評価方法について (例: 漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能))

#### 漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能) の評価方法

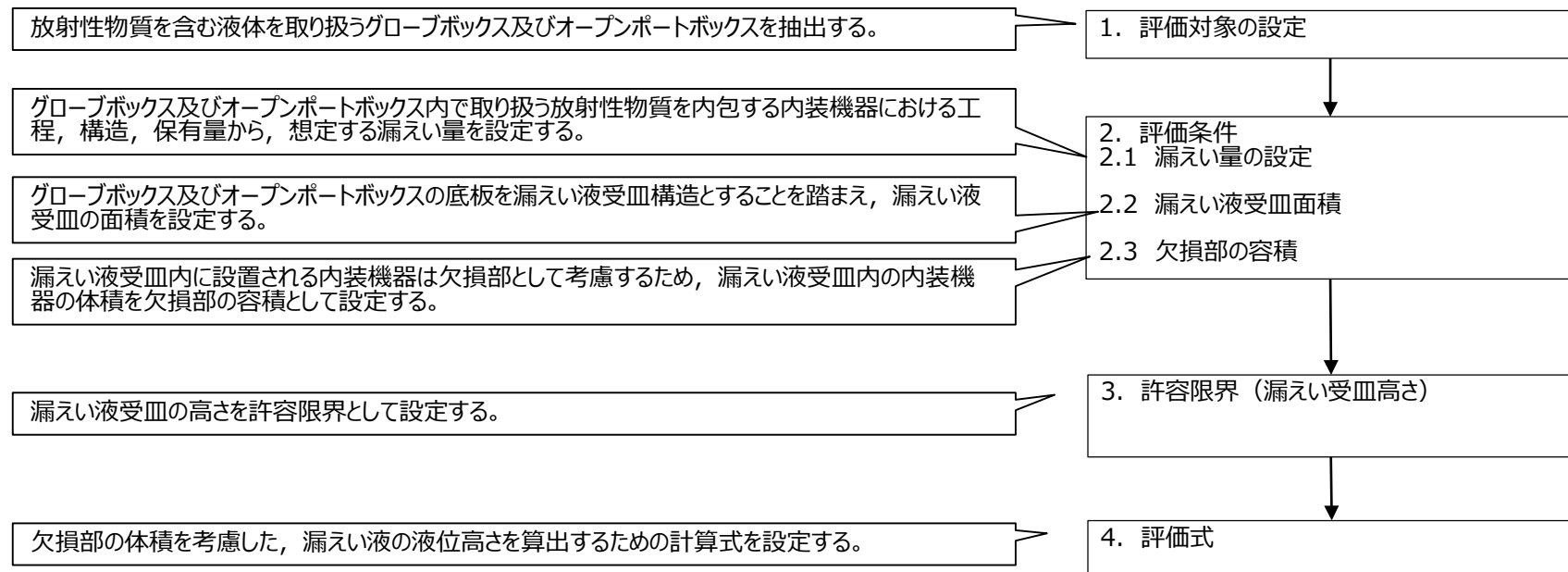
放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合に、グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿により、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることができる構造であることを評価にて確認する。

評価にあたって、対象となるグローブボックス及びオープンポートボックスを選定し、想定する漏えい量、漏えい液を保持する漏えい液受皿の面積、漏えい液受皿内の内装架台等による欠損部の体積から、漏えい液受皿に生じる漏えい液の漏えい高さを算出し、設計上定める漏えい液受皿の高さを超えないことを評価する。

#### <閉じ込め機能の設計方針>

- ・(d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とするとともに、グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。

#### 漏えい液受皿の高さの妥当性評価に係るプロセス



## 2. 適合性評価の評価方法、評価条件等の各項目の整理

### (2) 評価条件等の設定の考え方 (例：漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能))

- 前頁の評価方法を踏まえて設定が必要な評価条件等の各項目を明確にする。
- 評価条件等の各項目についての設定方針及びその考え方を記載するとともに、資料3の評価にあたって特別に考慮する構造設計等と紐づけを行う。
- また、既認可と同じ適合性評価の場合は、評価条件等の項目ごとに既認可からの変更点を明確にする。なお、新規で追加した評価については斜線とする。

➡具体例を、別紙2に示す。

評価条件等	評価条件等の設定に係る基本方針 (V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書)	設計方針の考え方	評価にあたって特別に考慮する構造設計等	評価条件等の既認可からの変更点
1. 評価対象の設定	<p>1. 評価対象の設定 放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスを対象に設定する。 MOX燃料加工施設は、放射性物質を含む液体として、液体廃棄物を取り扱う低レベル廃液処理設備及び分析清液を取り扱う分析設備のグローブボックスを対象とする。</p> <p>&lt;低レベル廃液処理設備&gt; ・吸着処理オープンポートボックス ・ろ過処理オープンポートボックス</p> <p>&lt;分析設備&gt; ・分析清液中和固液分離グローブボックス ・ろ過・第1活性炭処理グローブボックス ・第2活性炭・吸着処理グローブボックス</p>	<p>・評価対象として、放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスを対象とすることを説明する。</p>	-	
2. 評価条件 2.1 漏えい量の設定	<p>2. 評価条件 2.1 漏えい量の設定 想定する漏えい量の設定は、対象となる設備の工程、構造、液体の保有量から、漏えい量を設定する。</p> <p>(1)低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、放射性物質を含む液体の処理をバッチ単位で行う工程であることから、常時、液体が系統全体に供給されることはなく、オープンポートボックス内に設置する内装機器のうち、最大の保有量を有する1機器を漏えい対象機器とし、当該機器の容量を漏えい量として設定する。</p> <p>(2)分析設備 分析設備の分析清液処理装置は、放射性物質を含む液体の処理をバッチ単位で行う工程であることから、常時、液体が系統全体に供給されることはなく、オープンポートボックス内に設置する内装機器のうち、最大の保有量を有する1機器を漏えい対象機器とし、当該機器の容量を漏えい量として設定する。</p>	<p>・評価対象の設備の工程、構造、保有量を踏まえ、漏えい量を設定することを説明する。</p>	-	
2.2 漏えい液受皿面積	<p>2.2 漏えい液受皿面積 漏えい液受皿の面積は、漏えい液受皿の内径とし、仕様表に示す寸法から部材長さを設定し、日本産業規格に基づく漏えい液受皿の製作公差を考慮し、0.95を乗じて設定する。</p>	<p>・漏えい液内皿の面積は、製作公差を考慮した値を用いて算出することを説明する。</p>	<p>(10条-11 グローブボックス(オープンポートボックス、フードを含む)構造設計(説明Gr1)) 【グローブボックス】【オープンポートボックス】 ○液体状の放射性物質の漏えい防止 ・放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスの底部を漏えい液受皿構造とする。(①-1) ・漏えい液受皿は、想定される漏えい液の量、漏えい液受皿の面積、内装機器等の欠損部の体積を考慮し、想定される漏えい液の全量を受けられる高さを有した構造とする。(②)</p>	18

### 3. 評価に係る添付書類の体系整理

- 2. を踏まえ、評価に係る添付書類の体系を整理し、説明する。
- 整理に際しては、各条00資料の別紙4の冒頭に添付している「添付書類の構成を示す書類」をベースに、添付書類構成と、評価に係る添付書類間の関係性を示す。

#### V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書

##### 2.基本方針

⇒全ての設計方針を記載する

##### 3.施設の詳細設計方針

##### 3.1グローブボックス

- 閉じ込め機能維持に係るグローブボックスの詳細設計方針
- 容器落下時のグローブボックスパネルへの影響評価
- グローブボックス内の負圧監視に係る詳細設計方針

##### 3.2焼結炉

##### 3.3スタック乾燥装置

##### 3.4小規模焼結処理装置

##### 3.5オープンポートボックス

##### 3.6フード

##### 3.7混合酸化物貯蔵容器

##### 3.8ウラン粉末缶

##### 3.9低レベル廃液処理設備

##### 3.10分析設備

##### 3.11建物・構築物

- 閉じ込め機能維持に係る建物・構築物の詳細設計方針
- 工程室の範囲
- 第2回申請グローブボックス等の設置場所
- 第3回申請グローブボックス等の設置場所

##### 3.12換気設備

- 換気設備の系統構成
- グローブボックス等の負圧維持等に係る設計方針（負圧順序、起動順序、外部電源喪失時の給電）
- 漏えい防止及び逆流防止に係る設計方針
- 換気能力

##### 3.13核燃料物質等による汚染の防止

- 燃料加工建屋の汚染の防止に係る措置
- 貯蔵容器搬送用洞道の汚染の防止に係る措置

##### 4.準拠規格

「漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能)」は、漏えい液受皿を設置する設備の項目において、漏えい液受皿の設計と評価を併せて、説明する。

評価項目一覧表 (MOX 説明グループ 1 に係る条文)

条文	基本設計方針 番号	解析・評価等の説明すべき項目	分類 (評価/評価条件)	説明内容	評価方法, 評価条件等を説明する 適合性評価の単位 ※評価条件については適合性評価の中の評価条件の 設定の考え方で説明するため、「-」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は, 評価条件の設定の方針を示す書類とする)
第5条, 第26条 地震 第6条, 第27条 地震による損傷の防止	5条26条-5-3	(a) 【施設共通 基本設計方針】 B,Cクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	【評価条件】 許容 限界	Bクラス及びCクラスの施設の地震の許容限界の 設定の考え方で説明する。	-	【Ⅲ-1-1-2】地震の支持性能に係る基本方針
	6条27条-14	(a) 有限要素モデル	【評価】	Sクラスの施設は, 基準地震動 S s による地震 力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない ことを評価 (機器: 有限要素, 質点系) にて 説明する。	耐震評価 (機器: 有限要素, 質点系)	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-2-1】グループボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-1-2-2-2】グループボックスの耐震計算書
(b) Sクラス設備(基準地震動 S s)		質点系モデル	【評価】			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書
(c) 標準支持間隔		【評価】	Sクラスの施設は, 基準地震動 S s による地震 力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない ことを評価 (配管系: 標準支持間隔法) にて 説明する。	耐震評価 (配管系: 標準支持間隔)	○配管・ダクト 【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針 ○タンパ (動的機能維持) <計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-2】タンパの耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-3】タンパの動的機能維持評価に関する耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-3-1】タンパの耐震計算書	
6条27条-17	(a) 有限要素モデル	【評価】	Sクラスの施設は, 弾性設計用地震動 S d による 地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震 力に対しておむね弾性状態に留まる範囲で耐 えられることを評価 (機器: 有限要素, 質点 系) にて説明する。	耐震評価 (機器: 有限要素, 質点系)	6条27条-14(a) に同じ	
	(b) Sクラス設備(弾性設計用 地震動 S d による地震力 又は静的地震力)	質点系モデル	【評価】		6条27条-14(b) に同じ	
	(c) 標準支持間隔	【評価】	Sクラスの施設は, 弾性設計用地震動 S d による 地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震 力に対しておむね弾性状態に留まる範囲で耐 えられることを評価 (配管系: 標準支持間隔 法) にて説明する。	耐震評価 (配管系: 標準支持間隔)	6条27条-14(c) に同じ	
6条27条-22	(a) 耐震重要施設への波及的影響の考慮(機器・配管系)	【評価】	・波及的影響の考慮(建屋内における下位クラ ス施設の損傷, 転倒及び落下による耐震重要設 施への影響)のうち, 構造強度を確保することによ り上位クラス施設に波及的影響を及ぼさない設計 とする機器等が, 必要な強度を有することを評価 にて説明する。	耐震評価(建屋内における下位クラス施設の損傷, 転倒及び 落下による上位クラス施設への影響: 機器・配管系)	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-2-1-1】剛体設備の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2-1】グループボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2-2】ラック/ビッド/棚の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2-3】搬送装置の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2-4】遮蔽設備の耐震計算書	
	(b) 耐震重要施設への波及的影響の考慮(建物・構築物)	【評価】	・波及的影響の考慮(建屋外における下位クラ ス施設の損傷, 転倒及び落下による耐震重要設 施への影響)のうち, 構造強度を確保することによ り上位クラス施設に波及的影響を及ぼさない設計 とする機器等が, 必要な強度を有することを評価 にて説明する。	耐震評価(建屋外における下位クラス施設の損傷, 転倒及び 落下による上位クラス施設への影響: 建物・構築物)	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-1-4】 波及的影響に係る基本方針 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-1-1-1】排気筒の地震応答計算書 【Ⅲ-2-2-2-1-1-2】排気筒の耐震計算書	
6条27条-26	(a) 常設耐震重要重大事故 等対処設備	質点系モデル	【評価】	常設耐震重要重大事故等対処設備が基準地 震動 S s による地震力に対して必要な機能が損 なわれないことを評価 (機器: 質点系) にて説明 する。	耐震評価 (機器: 有限要素, 質点系)	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書
	(b) 標準支持間隔	【評価】	常設耐震重要重大事故等対処設備が基準地 震動 S s による地震力に対して必要な機能が損 なわれないことを評価 (配管系: 標準支持間隔 法) にて説明する。	耐震評価 (配管系: 標準支持間隔)	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針	
6条27条-31	(a) 常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響評価	【評価】	6条27条-22(b) に同じ	6条27条-22(b) に同じ	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-1-4】 波及的影響に係る基本方針 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-2-1】 定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震性に関する計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2】 有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震性に関する計算書	
6条27条-45	(a) 【施設共通 基本設計方針】 建物・構築物の静的地震力	【評価条件】 静的地震力	建物・構築物の耐震計算で用いる静的地震力に ついて設定の考え方を説明する。	-	【Ⅲ-1-1】耐震設計の基本方針	
6条27条-46	(a) 【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の静的地震力	【評価条件】 静的地震力	・ 機器・配管系の耐震計算で用いる静的地震 力について設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針	
6条27条-53	(a) 【施設共通 基本設計方針】 建物・構築物の動的解析方法	【評価】 【評価条件】 動的解析法	・ 建物・構築物の隣接建屋の影響評価につ いて説明する。 ・ 建物・構築物の耐震計算で用いる動的解析 法について説明する。	影響評価 (隣接建屋(建物・構築物))	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 【Ⅲ-2-4-2-1-1】建物・構築物(土木構築物以外)の隣接建屋に関する影響評価	
6条27条-56	(a) 土木建造物の動的解析	【評価】 【評価条件】 動的解析法	【2-1 構造設計等】の構造を踏まえた解析モデ ルの条件の設定の考え方で説明する。	土木建造物の動的解析	【Ⅲ-1-1-5】施設応答解析の基本方針	
6条27条-57	(a) 【施設共通 基本設計方針】 建物・構築物の動的地震力の組合せ方法	【評価】 【評価条件】 動的地震力の組合 せ方法	・ 建物・構築物の水平2方向及び鉛直方向に 係る影響評価について説明する。 ・ 建物・構築物の耐震計算で用いる動的地震 力の組合せ方法について設定の考え方を説明す る。	影響評価 (水平2方向及び鉛直方向(建物・構築物))	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-3-1-1】建物・構築物(土木構築物以外)の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する 影響評価	
6条27条-59	(a) 【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法 (解析モデル等の設定の考 え方: 有限要素モデル)	【評価】 【評価条件】 解析モデル, 寸 法, 断面特性, 材料特性, 質 量, 動的地震力の 組合せ方法	・ 機器・配管系の水平2方向及び鉛直方向に 係る影響評価について説明する。 ・ 機器・配管系の隣接建屋の影響評価につ いて説明する。	影響評価 (水平2方向及び鉛直方向(機器・配管系)) 影響評価 (隣接建屋(機器・配管系))	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-3-2-1】機器・配管系の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価 【Ⅲ-2-4-2-2-1】機器・配管系の隣接建屋に関する影響評価	
	(b) 【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法 (解析モデル等の設定の考 え方: 質点系モデル)	【評価】 【評価条件】 解析モデル, 寸 法, 断面特性, 材料特性, 質 量, 動的地震力の 組合せ方法	・ 機器・配管系の耐震計算で用いる解析モデ ルの設定の考え方, 解析モデルの条件となる寸 法, 断面特性, 材料特性及び質量の設定の考 え方並びに動的地震力の組合せ方法について設 定の考え方を説明する。		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 【Ⅲ-2-3-2-1】機器・配管系の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価 【Ⅲ-2-4-2-2-1】機器・配管系の隣接建屋に関する影響評価	
	(c) 【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法 (解析モデル等の設定の考 え方: 標準支持間隔)	【評価】 【評価条件】 解析モデル, 寸 法, 断面特性, 材料特性, 質 量, 動的地震力の 組合せ方法		影響評価 (水平2方向及び鉛直方向(機器・配管系)) 影響評価 (隣接建屋(機器・配管系))	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針 <計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-2】タンパの耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-3】タンパの動的機能維持評価に関する耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-3-2-1】機器・配管系の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価 【Ⅲ-2-4-2-2-1】機器・配管系の隣接建屋に関する影響評価	
	(d) 【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法 (機器の耐震支持方針又は 固有周期・拘束条件の考え方: 有限要素モデル)	【評価条件】: 固 有周期, 拘束条 件			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針	
	(e) 【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法 (機器の耐震支持方針又は 固有周期・拘束条件の考え方: 質点系モデル)	【評価条件】: 固 有周期, 拘束条 件			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針	
	(f) 【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法 (配管の耐震支持方針又は 固有周期・拘束条件の考え方: 標準支持間隔)	【評価条件】: 固 有周期, 拘束条 件	機器・配管系の耐震計算で用いる固有周期及び 拘束条件の設定の考え方で説明する。		【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針	
	(g) 【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法 (ダクトの耐震支持方針又は 固有周期・拘束条件の考え方: 標準支持間隔)	【評価条件】: 固 有周期, 拘束条 件			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-2】タンパの耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-3】タンパの動的機能維持評価に関する耐震計算書作成の基本方針	
	(h) 【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法 (電路等の耐震支持方針及 び固有周期・拘束条件の考え方: 質点系モデル)	【評価条件】: 固 有周期, 拘束条 件			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針	
	6条27条-60	(a) 【施設共通 基本設計方針】 設計用減衰定数 (有限要素モデル)	【評価条件】: 減 衰定数			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
(b) 【施設共通 基本設計方針】 設計用減衰定数 (質点系モデル)		【評価条件】: 減 衰定数	機器・配管系の耐震計算で用いる減衰定数につ いて設定の考え方を説明する。		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針	



評価項目一覧表 (MOX 説明グループ1に係る条文)

条文	基本設計方針 番号	解析・評価等の説明すべき項目	分類 (評価/評価条件)	説明内容	評価方法、評価条件等を説明する 適合性評価の単位 ※評価条件については適合性評価中の評価条件の 設定の考え方で説明するため、「-」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は、評価条件の設定の方針を示す書類とする)
6条27条-61-1	(c)	【施設共通 基本設計方針】 設計用減衰定数 (標準支持間隔)	【評価条件】: 減 衰定数		-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
	(d)	【施設共通 基本設計方針】 設計用減衰定数 (建物・構築物)	【評価条件】: 減 衰定数	建物・構築物の耐震計算で用いる減衰定数につ いて設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針(3.3 設計用地震動又は 地震力)
	(a)	【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (構造強度: 建物・構築物)	【評価】	建物・構築物に要求される機能を維持するために 必要な構造(構造強度設計)について、構造設 計にて説明する。	耐震評価(建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び 落下による上位クラス施設への影響: 建物・構築物)	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-1-1-1】排気筒の地震応答計算書 【Ⅲ-2-2-2-1-1-2】排気筒の耐震計算書
	(b)	【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (構造強度: 機器・配管系: 有限要素モ デル又は B, Cクラス)	【評価】	機器・配管系は、要求される機能を維持するた めに必要な強度を有する構造であることを評価 (機 器: 有限要素, 質点系) にて説明する。	耐震評価 (機器: 有限要素, 質点系) 耐震評価 (建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及 び落下による上位クラス施設への影響: 機器・配管系)	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-2-1】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-1-2-2-2】グローブボックス消火装置の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-11】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2】ラック/ビッド/棚の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-3】搬送装置の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-4】遮蔽設備の耐震計算書
	(c)	【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (構造強度: 機器・配管系: 質点系モ デル)	【評価】			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-1-1】剛体設備の耐震計算書
	(d)	【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (構造強度: 機器・配管系: 標準支持間 隔)	【評価】	機器・配管系は、要求される機能を維持するた めに必要な強度を有する構造であることを評価 (配 管系: 標準支持間隔法) にて説明する。	耐震評価 (配管系: 標準支持間隔)	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
	(e)	【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (閉じ込め機能維持)	【評価】		耐震評価 (機器: 有限要素)	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-2-1】グローブボックスの耐震計算書
	(f)	【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (動的機能維持)	【評価】	機器・配管系は、要求される機能を維持するた めに必要な強度を有する構造(当該機能が要求される 各施設の特性に応じた許容限界の設定)がされて いることを評価にて説明する。	耐震評価 (機器: 有限要素, 質点系) 耐震評価 (配管系: 標準支持間隔)	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-1-3-2-3】パナの動的機能維持評価に関する耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書 【Ⅲ-2-1-2-2-2】グローブボックス消火装置の耐震計算書 【Ⅲ-2-1-2-3-1】ダンプの耐震計算書
	(g)	【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (電気的機能維持)	【評価】		耐震評価 (機器: 有限要素, 質点系)	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書
	6条27条-69	(a)	【施設共通 基本設計方針】 安全機能を有する施設の建物・構築物の荷重の組合せ	【評価条件】: 荷 重の組合せ	安全機能を有する施設の建物・構築物の耐震計 算で用いる荷重の組合せについて設定の考え方を 説明する。	-
6条27条-70	(a)	【施設共通 基本設計方針】 安全機能を有する施設の機器・配管系の荷重の組合せ (有 限要素モデル又は B, Cクラス)	【評価条件】: 荷 重の組合せ, 圧 力, 比重(密度)	安全機能を有する施設の機器・配管系の耐震計 算で用いる荷重の組合せ, 圧力及び比重(密度) について設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
	(b)	【施設共通 基本設計方針】 安全機能を有する施設の機器・配管系の荷重の組合せ (質 点系モデル)	【評価条件】: 荷 重の組合せ, 圧 力, 比重(密度)		-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
	(c)	【施設共通 基本設計方針】 安全機能を有する施設の機器・配管系の荷重の組合せ (標 準支持間隔)	【評価条件】: 荷 重の組合せ, 圧 力, 比重(密度)		-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
6条27条-71	(a)	【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せに関する構造設計 (重大事故等対処施設の 建物・構築物)	【評価条件】: 荷 重の組合せ	重大事故等対処施設の建物・構築物の耐震計 算で用いる荷重の組合せについて設定の考え方を 説明する。	-	6条27条-69(a) に同じ
6条27条-72	(a)	【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せに関する構造設計 (重大事故等対処施設の 機器・配管系)	【評価条件】: 荷 重の組合せ, 圧 力, 比重(密度)	重大事故等対処施設の機器・配管系の耐震計 算で用いる荷重の組合せ, 圧力及び比重(密度) について設定の考え方を説明する。	-	6条27条-70(b)及び(c) に同じ
6条27条-73	(a)	【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せ上の留意事項 (建物・構築物)	【評価条件】荷重の 組合せ上の留意事 項	建物・構築物の耐震計算で用いる荷重の組合せ 上の留意事項について説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
	(b)	【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せ上の留意事項 (機器・配管系: 有限要素モ デル又は B, Cクラス)	【評価条件】荷重の 組合せ上の留意事 項		-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
	(c)	【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せ上の留意事項 (機器・配管系: 質点系モ デル)	【評価条件】荷重の 組合せ上の留意事 項	機器・配管系の耐震計算で用いる荷重の組合せ 上の留意事項について説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
	(d)	【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せ上の留意事項 (機器・配管系: 標準支持間 隔)	【評価条件】荷重の 組合せ上の留意事 項		-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
6条27条-75	(a)	【施設共通 基本設計方針】 Sクラスの建物・構築物の許容限界	【評価条件】許容 限界	Sクラスの建物・構築物の耐震計算で用いる許容 限界について設定の考え方を説明する。	-	【Ⅲ-1-1】耐震設計の基本方針
6条27条-76	(a)	【施設共通 基本設計方針】 Bクラス及びCクラスの建物・構築物	【評価条件】許容 限界	Bクラス及びCクラスの建物・構築物の耐震計 算で用いる許容限界について設定の考え方を説明す る。	-	【Ⅲ-1-1-8】機能維持の基本方針
6条27条-78	(a)	【施設共通 基本設計方針】 Sクラスの機器・配管系の許容限界 (有限要素モ デル)	【評価条件】許容 限界		-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
	(b)	【施設共通 基本設計方針】 Sクラスの機器・配管系の許容限界 (質点系モ デル)	【評価条件】許容 限界	Sクラスの機器・配管系の耐震計算で用いる許容 限界について設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
	(c)	【施設共通 基本設計方針】 Sクラスの機器・配管系の許容限界 (標準支持間 隔)	【評価条件】許容 限界		-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
6条27条-79	(a)	【施設共通 基本設計方針】 Bクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界	【評価条件】許容 限界	Bクラス及びCクラスの機器・配管系の耐震計 算で用いる許容限界について設定の考え方を説明す る。	-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
6条27条-80	(a)	【施設共通 基本設計方針】 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故 等対処施設の建物・構築物の許容限界	【評価条件】許容 限界	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置され る重大事故等対処施設の建物・構築物(常設耐 震重要重大事故等対処設備へ波及的影響を及 ぼすおそれのある建物・構築物も含む)の耐震計 算で用いる許容限界について設定の考え方を説 明する。	-	6条27条-75(a) に同じ
6条27条-81	(a)	【施設共通 基本設計方針】 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等 対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 の許容限界	【評価条件】許容 限界	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常 設重大事故等対処設備が設置される重大事故 等対処施設の建物・構築物の耐震計算で用い る許容限界について設定の考え方を説明する。	-	6条27条-76(a) に同じ
6条27条-84	(a)	【施設共通 基本設計方針】 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故 等対処施設の機器・配管系の許容限界	【評価条件】許容 限界	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置され る重大事故等対処施設の機器・配管系(常設耐 震重要重大事故等対処設備へ波及的影響を及 ぼすおそれのある機器・配管系も含む)の耐震計 算で用いる許容限界について設定の考え方を説 明する。	-	6条27条-78(b)及び(c) に同じ

評価項目一覧表 (MOX 説明グループ1に係る条文)

条文	基本設計方針 番号	解析・評価等の説明すべき項目		分類 (評価/評価条件)	説明内容	評価方法、評価条件等を説明する 適合性評価の単位 ※評価条件については適合性評価の中の評価条件の 設定の考え方で説明するため、「-」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は、評価条件の設定の方針を示す書類とする)
	6条27条-85	(a)	【施設共通 基本設計方針】 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等 対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 の許容限界	【評価条件】許容 限界	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常 設重大事故等対処設備が設置される重大事故 等対処施設の機器・配管系の耐震計算で用いる 許容限界について設定の考え方を説明する。	-	6条27条-79(a) と同じ
	6条27条-89	(a)	【施設共通 基本設計方針】 波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	【評価条件】運用	波及的影響を防止するよう現場を維持するための 運用については、評価対象の選定に関係するた め、評価において説明する。	-	【Ⅲ-1-1-4】波及的影響に係る基本方針
	6条27条-90	(a)	耐震重要施設への下位クラスからの波及的影響(機器・配管 系)	【評価】	6条27条-22(a) と同じ	6条27条-22(a) と同じ	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-1-1】剛体設備の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-11】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2】ラック/ビッド/棚の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-3】搬送装置の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-4】遮蔽設備の耐震計算書
		(b)	耐震重要施設への下位クラスからの波及的影響(建物・構築 物)	【評価】	6条27条-22(b) と同じ	6条27条-22(b) と同じ	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-1-1-1-1】排気筒の地震応答計算書 【Ⅲ-2-2-1-1-2】排気筒の耐震計算書
	6条27条-91	(a)	常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響	【評価】	6条27条-22(b) と同じ	6条27条-22(b) と同じ	6条27条-90(b) と同じ
	6条27条-93	(a)	【施設共通 基本設計方針】 一関東評価用地震動(機器・配管系)	【評価】 【評価条件】一関 東評価用地震動 (鉛直)	機器・配管系の一関東評価用地震動(鉛直) の影響評価を説明する。	影響評価(一関東評価用地震動(機器・配管系))	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-2-2-1】 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 【Ⅲ-2-4-1-2-1】機器・配管系の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価 <計算書> 【Ⅲ-2-4-1-2-1 別紙1】 燃料加工建屋の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果
第10条 閉じ込めの機能 第21条 核燃料物質等による汚染の防 止	10条-11	(a)	閉じ込め  漏えい液受皿の必要容量	【評価】 【評価条件】 許容限界(漏え い液受皿高さ) 【仕様表(評価)] 主要寸法(漏え い液受皿高さ)	漏えい液受皿を有するグローブボックス及びオー プンボックスについて、グローブボックス及びオー プンボックス内に収納される貯槽等からの漏え い液の全量を漏えい液受皿で保持できる設計(漏 えい液受皿が必要な高さを有する設計)であること の妥当性評価を説明する。	漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能)	【V-1-1-2-1】安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書 (3.9.1 漏えい液受皿の高さ評価, 3.10.1 漏えい液受皿の高さ評価)
	10条-18	(a)	閉じ込め  施設外漏えい防止堰の必要高さ	【評価】 【評価条件】 許容限界(漏え い液受皿高さ) 【仕様表(評価)] 主要寸法(施設 外漏えい防止堰 の高さ)	施設外漏えい防止堰について、液体廃棄物を内 包する貯槽等からの漏えい液の全量を施設外漏 えい防止堰で保持できる設計(施設外漏えい防止 堰が必要な高さを有する設計)であることの妥当性 評価を説明する。	施設外漏えい防止堰の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機 能)	【V-1-1-2-1】安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書 (3.9.2 堰の高さ評価, 3.10.2 堰の高さ評価)

評価項目一覧表 (MOX 説明グループ1に係る条文)

条文	基本設計方針 番号	解析・評価等の説明すべき項目	分類 (評価/評価条件)	説明内容	評価方法、評価条件等を説明する 適合性評価の単位 ※評価条件については適合性評価中の評価条件の 設定の考え方で説明するため、「-」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は、評価条件の設定の方針を示す書類とする)
第17条 核燃料物質の貯蔵施設	17条-6	(a)	貯蔵施設で取り扱う核燃料物質の種類、含有率等の評価条件	【評価条件】 貯蔵施設で取り扱う核燃料物質	崩壊熱除去の評価に係る貯蔵施設で取り扱う核燃料物質の種類、含有率等の条件について設定の考え方を説明する。	-
	17条-21	(a)	崩壊熱除去に係る必要換気風量	建屋排気設備の換気風量	建屋排気設備が、崩壊熱除去から要求される換気風量以上の容量を有していることと評価する。 なお、評価については、システム設計と合わせて説明する。	換気設備の換気風量等に係る適合性評価(負圧維持、崩壊熱除去等)
		(b)	グローブボックス排気設備の換気風量	グローブボックス排気設備の換気風量	グローブボックス排気設備が、崩壊熱除去から要求される換気風量以上の容量を有していることを評価して説明する。 なお、評価については、システム設計と合わせて説明する。	
第20条 廃棄施設	20条-19	(a)	必要換気風量	建屋排気設備の換気風量	建屋排気設備が、負圧維持、崩壊熱除去等から要求される換気風量以上の容量を有していることを評価して説明する。	【V-1-4】放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 (3.1.1(2)e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量) 【V-1-1-3-4-1】設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (気体廃棄物の廃棄設備) ※ ※ファンの容量の適合性評価については、【V-1-4】の結果を引用する。 ※ファンの運転に必要な原動機出力の設定方針は、設定根拠に関する説明書により説明する。
	20条-23	(a)	必要換気風量	工程室排気設備の換気風量	工程室排気設備が、負圧維持等から要求される換気風量以上の容量を有していることを評価して説明する。	
	20条-29	(a)	必要換気風量	グローブボックス排気設備の換気風量	グローブボックス排気設備が、負圧維持、崩壊熱除去等から要求される換気風量以上の容量を有していることを評価して説明する。	
第23条 換気設備	23条-10	(a)	負圧維持に係る必要換気風量	グローブボックス排気設備の換気風量	グローブボックス排気設備が、グローブボックス等の負圧維持及びグローブ破損時の空気流入風速の維持並びにオープンボック及びフードの開口部からの空気流入風速の維持に必要な換気風量を有していることを評価して説明する。	【V-1-4】放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 (3.1.1(2)e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量) ※総換気風量については、20条の必要換気風量にて示す。
	23条-11	(a)	負圧維持に係る必要換気風量	工程室排気設備の換気風量	工程室排気設備が、工程室の負圧維持に必要な換気風量を有していることを評価して説明する。	
	23条-12	(a)	負圧維持に係る必要換気風量	建屋排気設備の換気風量	建屋排気設備が、燃料加工建屋の負圧維持に必要な換気風量を有していることを評価して説明する。	
	23条-21	(a)	構造強度	窒素循環設備の経路維持	【評価】 基準地震動 S s による地震力に対して、窒素循環設備の経路を維持するために必要なファン、配管、タクト及び機械装置の耐震性について、評価して説明する。	<計算に関する基本方針等> 【V-1-1-2-1-1】地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備に係る耐震設計 【III-4-1】地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震計算に関する基本方針 <計算書> 【III-4-2-1-1】副体設備の耐震計算書

評価条件等の設定の考え方  
(漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能))

評価条件等	評価条件等の設定に係る基本方針 (V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書)	設計方針の考え方	評価条件の設定に係る構造設計等	評価条件等の既認可からの変更点
1. 評価対象の設定	<p>1. 評価対象の設定 放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスを対象に設定する。 MOX燃料加工施設は、放射性物質を含む液体として、液体廃棄物を取り扱う低レベル廃液処理設備及び分析済液を取り扱う分析設備のグローブボックスを対象とする。</p> <p>&lt;低レベル廃液処理設備&gt; ・吸着処理オープンポートボックス ・ろ過処理オープンポートボックス</p> <p>&lt;分析設備&gt; ・分析済液中和固液分離グローブボックス ・ろ過・第1活性炭処理グローブボックス ・第2活性炭・吸着処理グローブボックス</p>	<p>・評価対象として、放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスを対象とすることを説明する。</p>	<p>●放射性物質を含む液体を取り扱う設備については、説明Gr3の液体の放射性物質を取り扱う設備にて対象を説明する。</p>	
2. 評価条件 2.1 漏えい量の設定	<p>2. 評価条件 2.1 漏えい量の設定 想定する漏えい量の設定は、対象となる設備の工程、構造、液体の保有量から、漏えい量を設定する。</p> <p>(1)低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、放射性物質を含む液体の処理をバッチ単位で行う工程であることから、常時、液体が系統全体に供給されることはなく、オープンポートボックス内に設置する内装機器のうち、最大の保有量を有する1機器を漏えい対象機器とし、当該機器の容量を漏えい量として設定する。</p> <p>(2)分析設備 分析設備の分析済液処理装置は、放射性物質を含む液体の処理をバッチ単位で行う工程であることから、常時、液体が系統全体に供給されることはなく、オープンポートボックス内に設置する内装機器のうち、最大の保有量を有する1機器を漏えい対象機器とし、当該機器の容量を漏えい量として設定する。</p>	<p>・評価対象の設備の工程、構造、保有量を踏まえ、漏えい量を設定することを説明する。</p>	<p>●低レベル廃液処理設備の機器の最大保有量は、低レベル処理設備の処理能力から設定されることから、容量については、液体の放射性物質を取り扱う設備の説明Gr3の第17条廃棄施設に係る構造設計にて示す。</p> <p>●分析設備の分析済液処理装置の機器の最大保有量は、分析済液処理装置の処理能力から設定されることから、容量については、液体の放射性物質を取り扱う設備の説明Gr3の第14条安全機能を有する施設に係る構造設計にて示す。</p>	
2.2 漏えい液受皿面積	<p>2.2 漏えい液受皿面積 漏えい液受皿の面積は、漏えい液受皿の内径とし、仕様表に示す寸法から部材長さを設定し、日本産業規格に基づく漏えい液受皿の製作公差を考慮し、0.95を乗じて設定する。</p>	<p>・漏えい液内皿の面積は、製作公差を考慮した値を用いて算出することを説明する。</p>	<p>●漏えい液受皿の面積は、グローブボックスの寸法（幅、長さ）に依存することから、グローブボックスの寸法については、グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）の説明Gr1の第10条閉じ込めに係る構造設計にて説明する。</p> <p>【関連する構造設計等】 ○液体状の放射性物質の漏えい防止 ・放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスの底部を漏えい液受皿構造とする。（10条-11①-1）</p> <p>○内装機器の考慮（缶体寸法） ・缶体は内装機器の保守性を考慮し、グローブによる保守及び治具による保守が可能な幅を考慮し、内装機器が設置できる寸法を有した設計とする。（10条-3①-5）</p>	
2.3 欠損部の容積	<p>2.3 欠損部の容積 漏えい液受皿の範囲には内装架台等が存在することから、漏えい液位の算出においては、これら内装架台等の体積を欠損部の容積として扱う。 欠損部は、漏えい液受皿高さまでに干渉する体積を欠損部として考慮する。 欠損部の容積は、設計図書の内装架台等の寸法より算出し、設定する。</p>	<p>・漏えい受皿での有効容積を算出するため、漏えい受皿の容積に干渉する内装機器等の体積を欠損部として考慮し、設計図書の寸法から欠損部の容積を算出することを説明する。</p>	<p>●欠損部となる内装架台等の設置に係る設計方針については、グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）の説明Gr1の第10条閉じ込めに係る構造設計にて説明する。体積に関しては、設計図書の寸法から算出し設定する。</p> <p>【関連する構造設計等】 ○内装機器の考慮（内装機器の取付） ・グローブボックスは、グローブボックス内に機器を設置するため、機器を缶体と溶接又はボルト締結にて支持する又は缶体内に内装機器の支持構造物をボルトにて取り付け、缶体内の支持構造物から機器を溶接又はボルト締結にて支持する設計とする（10条-3①-4）</p>	



評価条件等の設定の考え方  
(漏えい液受皿の高さに係る妥当性評価(閉じ込め機能))

評価条件等	評価条件等の設定に係る基本方針 (V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する説明書)	設計方針の考え方	評価条件の設定に係る構造設計等	評価条件等の既認可からの変更点
3. 許容限界	3. 許容限界 漏えい受皿の許容限界は、漏えい液受皿高さを許容限界とし、想定する漏えい量による漏えい液位が、漏えい液受皿高さを上回らないことを確認する。	・漏えい液受皿の許容限界として、漏えい液受皿高さを許容限界として設定することを説明する。	●許容限界は、漏えい液受皿高さを許容限界とし、設計方針をグローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）の説明Gr1の第10条閉じ込めに係る構造設計にて説明する。  【関連する構造設計等】 ○液体状の放射性物質の漏えい防止 ・放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスの底部を漏えい液受皿構造とする。(10条-11①-1) ・漏えい液受皿は、想定される漏えい液の量、漏えい液受皿の面積、内装機器等の欠損部の体積を考慮し、想定される漏えい液の全量が受けられる高さを有した構造とする。(10条-11②)	/
4. 計算式	(3) 計算式 各評価対象で生じる漏えい液位は、以下の式より求める。  漏えい液位=(漏えい量+内装架台等の容積)÷漏えい液受皿面積	・許容限界と比較するため、漏えい量、欠損部の容積、漏えい受皿面積から、漏えい液位を算出することを説明する。	—	/

設工認等週間スケジュール

■：耐震 ■：共通・DB・SA ■：濃縮 ■：その他の面談/ヒアリング ■：審査会合関係

		10月				
月日		23	24	25	26	27
		月	火	水	木	金
AM					10:00～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・共通12 (MOX説明グループ1) 資料1～3 ・個別補足説明資料 (閉込01、閉込02、搬送01、安有09) ※共通12本文、別添、参考資料 (必要に応じて)	10:00～ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方 (全体の進め方、資料4の評価に係る説明すべき項目の整理、SAの要求事項の整理 (修正イメージサンプル) 等)
PM			13:30～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・共通12における作成ガイド (案) ・SAの要求事項の整理 (要求事項とDB設計の関係整理)	13:30～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・DBの設計項目の整理 (竜巻、説明グループ1に関連する竜巻以外の事象等、溢水・化学薬品)	13:30～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・共通12 (MOX説明グループ1) 資料1～3 ・個別補足説明資料 (閉込01、閉込02、搬送01、安有09) ※共通12本文、別添、参考資料 (必要に応じて)	13:30～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング (26日から続き) ・共通12 (MOX説明グループ1) 資料1～3 ・個別補足説明資料 (耐震機電03、耐震機電16、耐震機電17、耐震機電26) ※共通12本文、別添、参考資料 (必要に応じて)
資料提出予定		・共通12本文、参考資料等 ・共通12 (MOX 説明グループ1) 資料1～3 ・個別補足説明資料 (耐震機電03、耐震機電16、耐震機電17、耐震機電26) ※MOX説明グループと関係する箇所を明示したもの		・耐震建物08 (R21) 指摘事項踏まえた反映方針及び反映箇所	・今後の進め方 (全体の進め方、資料4の評価に係る説明すべき項目の整理、SAの要求事項の整理 (修正イメージサンプル) 等)	・安全性向上評価に係る進捗状況について
		10月/11月				
月日		30	31	1	2	3
		月	火	水	木	金
AM		10:00～ (再/廃) 入力地震動の策定に係るヒアリング 【対面希望】 ・耐震建物08 (減衰定数 (西側地盤)) ・耐震建物08 (R21) 指摘事項踏まえた反映方針及び反映箇所		10:00～ 安全性向上評価に関する面談 ・安全性向上評価に係る進捗状況について		文化の日
PM					13:30～ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方 (全体の進め方、DB/SAの紐づけ整理等)	
資料提出予定			・事業部間整合を踏まえた設計審査委員会の運用、事業変更許可申請書記載事項の整理等		・今後の進め方 (全体の進め方、DB/SAの紐づけ整理等) ⇒AM提出 ・SAの要求事項の整理 (10/24ヒアの反映) ・DBの設計項目の整理 (10/25ヒアの反映) ・共通12における作成ガイド (案)	
		11月				
月日		6	7	8	9	10
		月	火	水	木	金
AM			10:00～ 設計プロセスの運用改善状況に関する面談 ・事業部間整合を踏まえた設計審査委員会の運用、事業変更許可申請書記載事項の整理等		10:00～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・共通12本文、参考資料 (資料4関係の反映、再処理の設計グループの設定の反映)	10:00～ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方 (全体の進め方等)
PM			13:00～15:00 3Sに関する面談 ・3Sインターフェイスに係る検討の進め方	13:30～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・SAの要求事項の整理 ・DBの設計項目の整理 ・共通12における作成ガイド (案)	13:30～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・共通12 (MOX説明グループ1) 資料1～3 ・個別補足説明資料 (閉込01、閉込02、搬送01、安有09、耐震機電03、耐震機電16、耐震機電17、耐震機電26、耐震建物01、耐震機電13)	13:30～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング (9日から続き) ・共通12 (MOX説明グループ1) 資料1～3 ・個別補足説明資料 (閉込01、閉込02、搬送01、安有09、耐震機電03、耐震機電16、耐震機電17、耐震機電26、耐震建物01、耐震機電13)
資料提出予定		・3Sインターフェイスに係る検討の進め方 (AM) ・共通12本文、別添、参考資料 (資料4関係の反映、再処理の設計グループの設定の反映) ・共通12 (MOX 説明グループ1) 資料1～3 修正版 (10/26、27ヒアを踏まえた修正) ・個別補足説明資料 (10/26、27ヒアを踏まえた修正、耐震建物01、耐震機電13)			・今後の進め方 (全体の進め方等)	

設工認等週間スケジュール

		11月				
月日	13	14	15	16	17	
	月	火	水	木	金	
AM					10:00～ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方 (全体の進め方等)	
PM				13:30～ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・DB/SAの紐づけ整理		
資料提出予定	・DB/SAの紐づけ整理			・今後の進め方 (全体の進め方等) ・共通12本文、参考資料 ・共通12 (MOX 説明グループ1) 資料1～3 修正版 (11/9、10ヒアを踏まえた修正) ・共通12 (MOX 説明グループ1) に係る個別 補足説明資料 (11/9、10ヒアを踏まえた修正)		
		11月				
月日	20	21	22	23	24	
	月	火	水	木	金	
AM	審査会合希望			勤労感謝の日		
PM						
資料提出予定			・耐震建物08修正版 (10/6、10、30ヒアを踏 まえた修正) ・耐震建物08 (R21、R22) 指摘事項踏ま えた反映方針及び反映箇所			
		11月/12月				
月日	27	28	29	30	1	
	月	火	水	木	金	
AM					10:00～ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方 (全体の進め方等)	
PM	13:30～ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方 (全体の進め方等)		13:30～ (再/廃) 入力地震動の策定に係るヒアリング 【対面希望】 ・耐震建物08修正版 (10/6、10、30ヒアを踏 まえた修正) ・耐震建物08 (R21,R22) 指摘事項踏まえた 反映方針及び反映箇所			
資料提出予定	・今後の進め方 (全体の進め方等) ⇒AM提出			・今後の進め方 (全体の進め方等)		